

## 4-5 災害対応への環境整備

令和元年6月に改正された「公共工事の品質確保の促進に関する法律」では、災害時の緊急対応の強化が謳われており、各地域の建設コンサルタントは発災直後から短期集中的な対応を求められ、さらに、負担が大きくなっている。そのために、以下のように、国土交通省、地方自治体との意見交換会等を通じて課題を明確化し提言・提案してきており、逐次改善が図られている。

### (1) 被災地域に対する迅速かつ適切な災害対応と改正労働基準法の遵守との両立

災害対応業務において、支援体制の構築、労基法遵守、受発注者間での役割分担や協働体制に課題がある。そのためには、○災害対応業務への従事職員が対応していた既往業務の効果的な業務中止命令と工期延期の実施や管理技術者交代要件の緩和、○災害対応業務への従事職員に対する労働基準法第33条の確実な適用、○広域（複数の発注者）にまたがる災害マネジメントに対する受発注者協働での支援体制とその仕組みの整備等の制度の適切な運用や新たな仕組みの整備は欠かせない。特に地方自治体においては、十分な災害時の体制を確保できないところも多く、国の支援が重要となる。

### (2) 大規模災害時の対応マネジメントの具体策

大規模災害時の対応力を向上させるために次の3点が考えられる。

#### ①大規模災害時の最適化を目指した災害対応・協定の在り方の検討

大規模災害時に迅速な支援体制を構築するため、全国支援すべき大規模災害指定する災害規模の設定を行い、国が主体となって災害情報の集約し災害支援要請を一元化する仕組みづくりや災害協定の策定が重要である。

#### ②迅速な災害対応支援に向けての連携強化

地方整備局の統括防災官と建コンサルタンツ協会各支部における協議会を立ち上げ、具体的な連携策の協議を行う。協議会のテーマ例として、○現地作業着手の迅速化を図るため、発災直後の情報収集及び共有を目的とした地整等災害対策本部への自主的リエゾン活動などの支援体制の構築。○官民合同の災害訓練への参加などスムーズな官民連携を実現するための方策。○発災時の混乱を避けるために、災害支援要請時の情報伝達の流れが明確かつ簡潔に示されたフロー図の作成。といったことが考えられる。

#### ③ICT技術の活用

被災情報の早期入手や迅速な災害復旧に寄与するICT技術を活用する効率的災害対応システム構築を推進する必要がある。現在、各事業（道路、河川等）で取得しているLPデータを統括管理（結合）しデータベース化することで、発災時の現地確認の迅速化と、対策検討の早期着手が図れる。

### (3) 地方自治体の体制

災害申請の簡素化に向けて国においては改善されてきたものの、地方自治体においては未だ改善されていない課題があり、改善を図るため次の4点が考えられる。

①広域にまたがる災害対応マネジメントの整備・充実

受発注者協働での支援体制・仕組みの整備・充実のために「国による地方自治体への働きかけ」を行う。

②災害申請作業の合理化・適切化

「大規模災害時における公共土木施設災害復旧事業査定方針（平成29年2月）」の適正な運用を行い、測量・設計・積算の効率化・簡素化を図る。例えば、災害手帳「第2章査定第6 総合単価による設計書の作成」を参考に総合単価を使用し、図面・数量・設計書の簡略化を行う。

③災害発生時など災害復旧を速やかな実施

業務については工期調整が可能な業務発注（フレックス工期：受注者が業務開始・履行時期を調整）で工程調整を実施する。

④実際の作業に見合った積算歩掛の適用と要した費用の適切な精算

遠方からの支援の場合の旅費・滞在費精算の制度化を図る等必要な施策を実施する。

改正労働基準法について コラム

2019年4月1日より、労働基準法の改正で残業時間の上限が法律で定められた。従来は、大臣告知の上限として、月45時間、年360時間が上限となっていたが、労使協定（36協定）は上限の対象外であった。36協定を結べば、事実上は残業時間がいくら延びても法的な罰則はなかった。しかし、長時間労働が社会的な問題となり、労働者の働く環境を整えようと、法改正で残業時間の規制が新たに追加されることになった。

2019年4月（中小企業は2020年4月）より、時間外労働は、原則月45時間、年360時間が上限になり、1日に換算すると、ほぼ2時間の残業時間に収めるよう規制が入った。臨時の特別な事情があれば、原則よりも労働時間を延長することはできるが、特別な場合でも、すべて以下の条件以内に収めなければならなくなった。

- ・年720時間以内の時間外労働
- ・休日労働を含む月の時間外労働100時間未満
- ・2ヶ月、3ヶ月、4ヶ月、5ヶ月、6ヶ月いずれの時間外労働の平均も1月80時間以内（休日労働含む）
- ・時間外労働時間月45時間超になるのは年6ヶ月まで

すべての企業で残業時間の規制がはじまった訳ではなく、一部の企業、業種では適用除外や猶予が設けられている。2019年4月1日からの適用は大企業に限定されており、中小企業での規制が適用されるのは2020年4月1日となった。

建設事業に関しては、2024年3月31日まで上限規制なし、2024年4月1日から適用される。復興に関しては、適用除外であるが、月100時間未満で複数月平均80時間以内となっている。

建設コンサルタントの業務はサービス業との位置づけで、2020年4月1日から全面的に適用されている。

残業時間の規制に違反した場合の罰則は、6ヶ月以下の懲役、また30万円以下の罰金。扱いとしては犯罪となり、厚生労働省に企業名を公表される。

**労働基準法第33条（災害等による臨時の必要がある場合の時間外労働等）**

1. 災害その他避けることのできない事由によって、臨時の必要がある場合においては、使用者は、行政官庁の許可を受けて、その必要の限度において第32条から前条まで若しくは第40条の労働時間を延長し、又は第35条の休日に労働させることができる。ただし、事態急迫のために行政官庁の許可を受ける暇がない場合においては、事後に遅滞なく届け出なければならない。
2. 前項ただし書の規定による届出があつた場合において、行政官庁がその労働時間の延長又は休日の労働を不相当と認めるときは、その後にその時間に相当する休憩又は休日を与えるべきことを、命ずることができる。
3. 公務のために臨時の必要がある場合においては、第1項の規定にかかわらず、官公署の事業（別表第一に掲げる事業を除く。）に従事する国家公務員及び地方公務員については、第32条から前条まで若しくは第40条の労働時間を延長し、又は第35条の休日に労働させることができる。